-[1382]-

氏名(生年月日) 青木洋英 (1989年8月24日)

学 位 の 種 類 博士(法学)

学 位 記 番 号 法博甲第 146 号

学位授与の日付 2022年3月16日

学位授与の要件 中央大学学位規則第4条第1項

学位論 文題 目 動物保護の憲法論

一アメリカにおける動物法学の発展と憲法学の変容―

論文審查委員 主查 橋本 基弘

副査 牛嶋 仁・松原 光宏

内容の要旨及び審査の結果

I 本学位請求論文の概要

本稿の内容は以下のとおりである。

1. まず、第1章 人権の主体の拡張と動物の権利論 においては、アメリカ合衆国における動物の人権論の胎動をわが国の憲法学を比較することによって照射しようとする。すなわち、アメリカにおいては、1975 年の Peter Singer の著書『動物の解放』の出版をきっかけとして「動物の権利運動(animal rights movement)」が成立し、動物は権利の客体ではなく権利の主体へと変わるべきだという議論が展開されてきた。動物への権利主体性の拡張を唱える議論は、たびたび女性解放運動や奴隷解放運動とのアナロジーのもとで展開されており、しかしながら、日本ではこうした人権主体の拡張をめぐる議論に対して消極的な姿勢を取ってきた、と青木論文は述べる。特に奥平康弘を引き合いに出しつつ、人権の享有主体を「一人前の人間」に限定する議論や、新しい人権論を徒に唱えることが「人権のインフレ化」に繋がるといった議論を行って学界に強いインパクトを与えてきたと分析している。こうしたいわば「限定的人権論」は、十分な自律能力のある者にとっての自由権を中心に、裁判の場で主張できる形で具体的に憲法上の権利の体系を組み立てていこうという方向性を有し、いまなお支持を得ているように思われる、との問題意識が示されている。

この問題意識を受け、青木氏は「日本の憲法学における限定的人権論と、動物への権利主体性の拡張を求める議論の関係性をどのように考えるべきだろうか」との問いかけを提示する。そして、第1章では、①限定的人権論と動物の権利論の関係性を明らかにするとともに、②動物保護法制の憲法上の位置付けを考えるための基礎的視角の構築と、③人権論一般の精緻化に対する示唆を得るために、アメリカの動物法学者である Steven M. Wise の議論とその訴訟実践を素材として、動物へ

の権利主体性の拡張についての考察が行われる。

青木氏は、Wise の哲学的議論を詳細に分析する。そして、Wise が、ホーフェルド図式を用いて「法的権利」の概念自体を機能的に分解して、「尊厳に基づく権利」の概念が、〈自由〉をその核心に置いたうえで、〈自由〉を保障するための〈請求権〉、〈免除〉、その実現のための〈権能〉の組み合わせとして理解されたことを明らかにしている。そして、尊厳に基づく権利は、反省的な非実証主義の立場から、「実践的な自律能力」と結びついた「尊厳」の概念から生じる前国家的な権利であるとされる。Wise の枠組みにおいては、動物や子ども、精神障害者といった、最低限の実践的な自律能力は有するものの、通常の大人よりも弱い自律能力しか有さない主体は、自らの能力に比例的に基本的権利を有するとされるのである。そこでは、「自身に不利益な自己決定を行うための〈権能〉の享有には通常の大人の有するだけの自律能力が求められる一方で、最低限の実践的な自律能力を有するのなら、少なくとも尊厳に基づく権利の核をなす〈免除〉としての身体的自由の享有主体として位置付けられた。また、個々の主体の尊厳から絶対的に導かれる自由の原理と異なり、他者との比較から相対的な考慮を行う平等の原理からは、動物にどの程度の尊厳に基づく権利が認められるかという問題を、既存の法制度との比較によって、ある程度具体的に画定していくための道筋が示された」との理解が明らかにされている。

本章では、Wiseの動物の権利論に対して Posner、Tribe、Sunstein、Nussbaum らが加えた書評を併せて検討されている。とりわけ、既存の動物保護法制による規制に対する Wise の消極的な評価の妥当性、法的権利の主体となり得るかどうかを自律的判断能力に基づいて決定することの妥当性、司法過程を通じての動物の権利の実現を目指す妥当性といった点に関する批判が紹介される。そして、「こうした批判に対する Wise による応答論文も併せて検討すると、動物に対する法的な権利の拡張について考える際に重要となるいくつかの争点もまた浮かび上がってくる」という。

本章の最後では、以上に見た Wise の動物の権利論と奥平の限定的人権論との比較を行い、アメリカ動物法学での議論がもつ日本の憲法学や動物法学への応用可能性について検討されている。そして、「従来の憲法学における理解からすれば飛躍した議論とも感じられるが、Wise の動物の法的権利をめぐる議論と奥平の限定的人権論のあいだには構造的な対応関係が成立するのであり、日本の憲法学のなかには、アメリカで発展している動物の権利論を自身の語彙のもとで咀嚼し、取り入れるだけの素地があると言える」との結論が明らかにされている。

2. 第2章 動物保護団体と言論の自由 においては、以下のような分析がなされている。

従来、アメリカにおいて動物法学は、動物保護団体らの担う動物の権利運動によって発展してきた。動物保護団体の活動は合衆国憲法修正1条の言論の自由条項のもとで、一定の保護を受けるとみてよいが、一方で施設の破壊等を伴うような過激な活動が無制約に許されないこともまた自明であろう、との理解の下、動物保護団体の言論の自由の限界を考察するため、動物保護団体の活動と修正1条のかかわる裁判例が検討されている。

具体的には、動物保護団体らの直接行動を規制する連邦法の合憲性が問われた事例(Ⅱ)、農業

への批判的言及を規制する農作物信用毀損法のもとでの損害賠償が問題となった事例 (Ⅲ)、動物保護団体の潜入調査を規制する「Ag-Gag Law」の合憲性が問われた事例 (Ⅳ) についての検討をとおして、アメリカにおける動物保護団体の活動の限界やその理論的な位置付け、こうした議論がもつ日本法への示唆について若干の考察が行われている。

これらの分析から、青木氏は、アメリカにおける動物保護団体の抗議活動が「名誉権や平穏な態様での土地への立ち入りといった無形の損害や真実の情報の公開から生じる経済的損失以外の、有形の損害を生じさせない限り、適法なものとされる」こと。また、修正1条のもとで動物保護団体らの活動が問題となった数多くの事例において、「動物の人道的な取扱い」が「公的関心事」にあたるとされ、それぞれの判決中ではこれを根拠に憲法判例法理のもと、動物保護団体の活動に一定の重み付けがなされていること、アメリカの裁判例においてある争点が「公的関心事」にあたるとされることの理論的・体系的意味は、先行研究においても必ずしも明確にされてこなかったが、もしこれが修正1条によって維持される政治過程を通じて国家が特に取り組むべき政策課題を意味するのであれば、憲法上動物保護につき明文の定めを置かないアメリカにおいても、動物の人道的な取扱いは、私人の財産やプライバシーの制限を正当化するだけの憲法上の客観法的価値を獲得しつつあると言えることが解明されている。

3. **第3章 動物保護における世俗と信仰** では、視点を変え、信仰の自由との関係において、動物の権利を論じようとしている。

まず、「従来の日本の憲法学は動物保護立法の理念を、専ら人権制約を正当化する根拠の一つと して扱ってきた。しかしながら、こうした動物保護の理念の世俗的な面のみに目を向ける議論は妥 当なものだろうか」との問題意識が明らかにされる。

この問題意識を受け、本章では、動物保護が信教の自由との関係で問題となったアメリカの裁判例が世俗と信仰の両面から検討される。まずIIでは、動物保護がもつ世俗としての側面を明らかにするため、(1)人道的屠畜法のなかの儀礼屠畜に関して定められた規定が政教分離に違反するかどうかが問われた事例と、(2)動物を生贄にすることを禁じた条例が信教の自由に照らして違憲かどうかが問われた事例が考察される。さらにIIIでは、動物保護がもつ信仰としての側面については、(3)ヴィーガンであることを理由とした雇止めが信仰を理由とした雇用上の差別にあたるかが争われた事例を用いての考察が行われている。

具体的には、儀礼屠畜、動物生贄、ヴィーガニズムに関する判例の検討を通じて、①動物保護の理念は世俗と信仰の両方の要素をもつこと、②既存の憲法判例法理のもとで動物保護を理由として信教の自由の保障範囲を限定するのであれば、動物保護法制は一定の内在的一貫性を備える必要があること、③動物保護にかかる信念の保障は、世俗としての動物法制とは必ずしも矛盾せず、将来の一貫した動物保護法制の形成に繋がりうることが明らかにされている。

日本への示唆としては、わが国でも「動物虐待罪の厳罰化やペットショップ規制の強化等が漸進的に図られている。こうした日本の動物保護立法がどのような動物保護の理念を掲げ、どこまで個

人の権利の制約を正当化できるのか。本章での検討を踏まえるなら、日本においても今後、動物保護立法が世俗的な理念のもとで、どの程度首尾一貫した内在的論理を持てるかどうかがひとつの重要な要素となることがわかる。また、動物保護の理念を重要な世俗的な国家目標に据えることが困難である場合にも、個人的に保持される動物を保護すべきとする信念を憲法上の信仰ないし思想良心と捉えて保護する可能性は、考慮されて然るべきこととなる」との方向性が語られる。

4. 青木氏の分析はさらに広がりを見せる。**第4章 動物保護とスタンディング** においては、より端的に、動物が裁判の主体となり得るかが検討される。

動物保護法制には、これが現実には行政によって十分に執行されないという課題が存在している。こうした日米に共通する課題を踏まえたうえで、まずアメリカにおける動物福祉法のもとで定められた行政規則の妥当性を争うためのスタンディングが争点となった裁判例についての検討が行われている。これらの事例では、個体の動物それ自体に帰属する利益がスタンディングを基礎付けるのではなく、当該個体の動物をとりまく環境に対して個人が有する(研究上の利益、情報の利益、美観的利益といった)一定の利害こそがスタンディングを基礎付けると考えられてきていた。そこで本論文ではこれにとどまらず、IIIにおいて個体の動物それ自体に帰属する利益がスタンディングを基礎付ける可能性についても検討が行われる。そして、「アメリカの絶滅危惧種保護法のもとでの裁判例においては、一部動物種の名前が原告名として判例集に記載されてきたのであり、こうした判例の流れからは、人間とは区別された形で独立した利益が帰属する存在としての動物について考えるための枠組みが形成されてきている」との理解が示されている。

とりわけ重要な私的として、「動物保護のために」ヒトである個人が有するスタンディングと、「動物」自体のスタンディングに関する議論をそれぞれ分けて検討することで、「人間の便宜」としての動物保護と動物自身のための動物保護の 2 つの視点が存在すること、そしてそのどちらもがそれぞれ別の主体の別の利益に資するものであって、両立可能であることが明らかにされたことがあげられる。また、動物保護をめぐるスタンディングの問題を合衆国憲法 3 条のもとで形成されてきた憲法上のスタンディング法理に引き付けて理解することで、アメリカでは、連邦議会に動物を権利の主体とする制定法を定める権限が認められていることもまた解明されている。

5. 上記の詳細な分析を踏まえ、**終章**では、本研究全体のまとめを行ったうえで、そこから導かれる日本国憲法の解釈論への示唆及び今後の動物保護法制の展開についての一定の指針を得ようとの試みがなされている。その結論を要約すると次のとおりである。

まず、合衆国連邦裁判所の判例の展開を振り返り、以下のような理解が示される。

①動物保護に関する政府利益(「動物の人道的な取り扱い」や「動物虐待の禁止」)が、どの程度の重要度を有し、どこまの基本的人権の制約を帰結し得るのか(これが「正当な政府利益」にあたるのか、「重要な政府利益」にあたるのか、「やむにやまれぬ政府利益」にあたるのかといった

点)は、いまだ明確にはなっていない。むしろ連邦裁判所は、こうした点についての判断を様々な法理を持ち出すことで巧妙に回避してきたと言うことができる。しかしながら、少なくとも「動物保護」にかかる言論が、憲法的名誉棄損法理における「公的関心事」に関するものに相当すると多くの事例において判断されてきていることは事実である。こうした点からは、動物保護法制がアメリカにおいては広く政策課題として認識されているものの、連邦裁判所はその重要度を法体系全体のなかでどう位置付けるべきかにつき逡巡していることがわかる。判断の回避が生じないようにするためには、動物保護法制が一般的に適用可能で中立的な法制度と位置付けられるよう、その規制手段を正当な規制目的に照らして、より首尾一貫したものにしていく必要があると考えられる。

②憲法上のスタンディングの法理との関係からは、動物保護から個人が得る美観的な利益や研究上の利益と、個体の動物それ自身の利益が、それぞれ「法的に審理し得る利益」として、司法権の扱いうる事象の範囲内に収まり得るものとして捉えられてきていることが明らかになった。したがって、アメリカにおいて連邦裁判所は、個体の動物の福祉について特に利害関係を有する個人にそれを争うスタンディングを認めることがあり、また個体の動物の利益を直接に保障するために、個体の動物自身を法的主体として捉えて連邦議会が出訴権を付与することも憲法上は可能だと考えられてきた。

③動物自身が法的な権利の主体となるべきだという考え方について、Wise は道徳哲学に基礎付けられた非法実証主義的な人権論を擁護する立場から、動物倫理学において展開してきた動物の権利論を、個体 (individual) の尊厳の概念の徹底によって法の世界に招き入れるべく法理論を構想していた。一方で、Wise の議論に対する Martha C. Nussbaum による批判からは、ヒトとニーズを共有していない動物種への対応も必要であるとされ、そこでは、それぞれの繁栄・開花にとって重要な要素をリスト化するケイパビリティアプローチの活用も提唱されていた。こうしたケイパビリティアプローチは、動物に固有のニーズや複雑性に対応可能な将来の法制度を基礎付けるのに有用であるとともに、人間のために用意された現在の法制度を用いて一部の動物の権利の擁護を行うWiseの議論とも理論的なレベルでは矛盾するものではないと考えることができた。

④アメリカにおいて個体としての動物保護(人道的な動物の取り扱い及び動物虐待の禁止)が公的関心事となり、政策課題のひとつと認識されつつあることからは、明文での動物保護条項を有しない憲法のもとでも、法による個体の動物を保護が認められ得ることがわかる。明文での動物保護条項がなかったとしても、日本国憲法のもとで実施される法による動物保護は、これを①公共の福祉としての動物保護、②(a)人間と一定の性質を共有する動物の権利保障、②(b)動物に固有の性質を考慮する動物の権利保障といった3つの類型によって整理することができる。また、この3つの動物保護の類型は、矛盾なく併存し得るというだけでなく、積極的に併存させるべきであって、それぞれの意味での動物保護は、相互に影響を及ぼし合いながら発展していくことを期待すべきよう

に思われる。

⑤動物愛護管理法の目的規定は、①公共の福祉としての動物保護の意味で理解されてきた。しかしながら、本研究での検討を踏まえれば、日本の憲法典のなかに明文の動物保護条項がないという理由でもって、現状の日本の動物保護法制をすべて①の意味での動物保護に資する制度として捉えなければならないという必然性はない。このように動物愛護管理法を個体の動物の保護のための制度として見る立場からは、数年ごとに見直しが予定される同法の今後の展開において、できるだけ適切な目的のもとでの首尾一貫した規制手段が採用されるべきことと、保護対象である動物が自身の経験や利益を自ら主張することができないことを十分に斟酌し、様々なアクターの参加が促されるべきことの2点を求めることができる。

最後に、青木氏は、次のような説示によって、学請求論文を締めくくる。

「本研究は多くの検討課題を残すものであるが、今後は本研究の到達点から出発して、動物保護に 関する憲法論をさらに深化させて各論的応用を行うとともに、動物保護の憲法論を動物保護以外の 他の憲法学上の争点にも応用していきたいと考えている。」

Ⅱ 本論文の評価

- 1. 本論文の意義
- (1) 憲法研究における本研究の位置づけ

①近代法の思考枠組みと動物

近代法は、人と物を分け、人を権利主体として、物を権利の客体として二分する思考枠組みから成り立ってきた。人には自然人と法人が含まれるが、法人は人工的に作り出された技術として、あるいは、現実に社会において活動を行う実在として扱われてきた。この枠組みの中で、動物は、生命をもつ点で人と共通の、しかしヒトではない点で物と共通の要素をもつ両義的存在として扱われてきたのである。その過程において、自然環境保護への関心の高まりから、動物の処遇に関する議論が起きてきたことは驚くことではない。すなわち、両義的性格をもつ動物を近代法の枠組みの中でどこに位置づけるかは、未解決の問題として手つかずの状態にあったからである。いわば、近代法があえて目をつぶった難問に向き合う必要性は時間の問題であった。

青木氏は、動物保護の憲法論として、多角的に上記の難問に立ち向かってきた。まず、憲法論として動物を扱うことの必要性が明らかにされ、動物保護の実務において、どのような法律構成が採用され、採用されるべきかが分析される。その中には、動物保護団体の憲法上の権利という、人間の側からの憲法論もあれば、動物のために人間が何をなし得るかという、動物と人間との関係にお

ける憲法論もあり、さらには、信仰の自由における動物の処遇にかかわる憲法論もある。このよう な多角的研究は、憲法論としても珍しく、きわめて独創的な研究であって、画期をなすものと評価 できる。

②本博士学位請求論文の構成

なお、本博士学位請求論文は、青木氏がこれまで執筆してきた学術論文を再構成しつつ、包括的な巻頭論文を加えたモノグラフとして編まれたものである。各章の記述は、明快であり、参照した文献に対する綿密周到な目配りも相まって、圧倒的な存在感を放っている。また、本論文掲示の資料とその分析は、学説及び社会における今後の動物の権利享有主体性及びその救済手段の議論に寄与すると考えられる。内容についても、本論文の大部分(本論文の主旨である序章と終章を除く)は、適切な資料分析と理解できる。

本論文は、まず「動物の権利論」として、序章が設けられている。これを受け、第1章では「「人権主体の拡張と動物の権利論」が書き下ろされている。第2章では、「動物保護団体と言論の自由」が論じられ、第3章では、「動物保護における世俗と信仰」が扱われている。第4章では「動物保護のスタンディング」が取り上げられ、終章へと繋がる構成が採用されている。

(2) 評価

①近代的な人権思想と動物の処遇

本研究の白眉は、冒頭におかれた、「人権主体の拡張と動物の権利論」である。青木氏は、近代的人権思考の淵源にまで遡りつつ、法哲学の議論なども視野に入れて、人権とは何であったのか、人権の享有主体であることは何を意味するのかを綿密に論じていく。その過程で青木氏が依拠したのは、Steven M. Wise の論稿であった。青木氏は、Wise の歴史的文献である Rattling the Cage を丹念に読み進めることで、近代的な思惟の中における動物の問題を俯瞰する。そこで提示されるのは、Wise の「実践的自律能力」の観念である。つまり、人間の能力に近接する能力を持つ動物には、人間と同等の憲法上の権利を認める余地があるという考え方である。この能力に依拠して、Wise がカテゴライズした動物の類型論についても綿密な紹介がなされている。

しかし、人間を尺度として動物の権利論を議論する姿勢には限界が付きまとう。青木論文は、この点についても(Wise 自身の立場をも踏まえつつ)詳細な分析を行っている。このような哲学議論は「目的論的人間中心主義」の陥穽から逃れられない。つまり、哲学的な議論を延々と繰り返しても、動物をめぐる法的問題に解決の糸口を見いだすことはできない。そこで、青木論文は、合衆国における裁判事例に目を移すことになる。

②合衆国における動物をめぐる裁判とその分析

まず青木氏が注目するのは、Wise 自身もその運動に関わった、NPO 法人が提起した訴訟であった。

「人権主体の拡張と動物の権利論」では、これらについても綿密な分析がなされている。これらの訴訟については、わが国においても包括的に紹介がなされた文献はなく、きわめて資料的価値も高い論述がなされている。青木氏は、アメリカ憲法に関する知見をベースにして、これらケースについても本格的な分析を行っていることが注目される。その上で、Richard Posner や Laurence H. Tribe、Case Sunstein による批評を手掛かりにした、バランスの良いケーススタディーを展開している。このあたりは、青木氏のセンスが光る個所と言ってよいであろう。今後青木氏が、このテーマを離れて、より広く研究を進め、研究者として学会などに貢献する可能性を示唆するところと言えよう。

この論文の締めくくりとして、青木氏が取り上げたのは、Martha C. Nussbaum であった。これは、Wise の法哲学的議論と法実践を丹念に辿りつつ、再度 Nussbaum の哲学的議論に立ち返るという構成を採用するものである。このような構成をとることによって、動物の権利をめぐる議論が近代法の思考枠組みにどのような問題を提起し、法理論はどのような格闘を行い、また何を答え、何を未解決にしたのかが明らかにされている。

③公的関心事項としての動物

青木論文の第2章に置かれている「動物保護団体と言論の自由」は、合衆国憲法第1修正における動物保護団体の自由を論じたものである。いくつかの判例を詳細に分析することによって、人と動物との関係が権利主体と客体、あるいは所有と被所有の関係という私的事項から、公的関心事へと移行してきたことが明らかにされている。青木氏は、第1修正の議論を通じて、「もしこれが修正1条によって維持される政治過程を通じて国家が特に取り組むべき政策課題を意味するのであれば、憲法上動物保護につき明文の定めを置かないアメリカにおいても、動物の人道的な取扱いは、私人の財産やプライバシーの制限を正当化するだけの憲法上の客観法的価値を獲得しつつあると言えることとなる。」との結論を導き出す。この発想は、やや強引であるとの感は否めないものの、卓見である。

④多元的な社会における動物の処遇

第3章では、「動物保護における世俗と信仰」が論じられている。古来動物は、純粋な生き物としてのみならず、人間の信仰の対象として、あるいは信仰心を化体したものとして扱われてきた経緯がある。物としての動物は、人間と区別され、権利の客体として処遇される一方で、人知を超えた信仰の対象とてもあがめられてきたのであった。ここにもまた動物の両義的性格が表されている。このことから、動物保護は、宗教に対する制約としても機能するし、逆に宗教の自由の内容として保護されることもあり得る。青木論文は、たとえば、動物に対する儀礼屠畜は、動物保護の観点から制約される可能性もあるが、これは特定の宗教に対する制約ともなり得るのである。この点で、動物への処遇は、宗教の自由の要請と政教分離原則の狭間で難しい対応を迫られることになる。この点に関して、青木氏は確答を控えているものの、「論理的な一貫性」を重視することで、両者の緊張関係を解こうとする姿勢を明らかにしている。つまり、動物保護の観点から行われる制約が特

定宗教に対する圧迫にならないかどうかは、その制約の論理整合性に依拠するとの姿勢が明らかに されているとよいであろう。この姿勢は、ある意味で平凡ではあるが、常識的な方向性と言えるで あろう。

⑤動物保護と裁判

第4章では、動物保護を実現するために司法過程はどのように機能すべきかが扱われている。動物保護のため裁判を利用するためには、当事者適格(スタンディング)が必要となるが、青木氏は、Animal Legal Defense Fund vs Epsy(23 F. 3d. 496(DC. Cir. 1994))を題材にして、この問題を詳しく分析している。この問題を論じるには、自然保護とスタンディングに関する判例理論に触れざるを得ないが、青木氏の論述は、この点について過不足のない言及を行ったうえで、事例に対して冷静な分析を行っている。次いで、Animal Legal Defense Fund vs Glickman(154 F. 3d. 426(1998))の分析が行われ、従来のスタンディング理論が「人間にとって動物の存在が利益といえるか」に対する肯定的な答えが導き出された過程を詳細に分析しているのである。

他方、「人間にとっての動物」ではなく、動物固有のスタンディングについては、様々な工夫が施される形で争点が形成されてきた。代表的な事例としてあげられるのは、1972年の Sierra Club 判決 (Sierra Club vs Morton, 405 US 727 (1972)) であるが、青木論文は、同判決の展開を詳細に分析することで、憲法上のスタンディングと制定法上のスタンディングが区別され、動物に対するスタンディングの付与は、制定法上の課題であること、すなわち、議会における意思決定に依拠することが明らかにされている。いずれも、青木氏の分析は緻密であって、網羅的な記述となっている点が高く評価される。

⑥日本国憲法の解釈への示唆

以上のような浩瀚な分析から、青木氏は次のような結論を導いている。

「日本国憲法のもとで実施される法による動物保護は、これを①公共の福祉としての動物保護、②(a)人間と一定の性質を共有する動物の権利保障、②(b)動物に固有の性質を考慮する動物の権利保障といった3つの類型によって整理することができる。また、この3つの動物保護の類型は、矛盾なく併存し得るというだけでなく、積極的に併存させるべきであって、それぞれの意味での動物保護は、相互に影響を及ぼし合いながら発展していくことを期待すべきように思われる。

動物愛護管理法の目的規定は、①公共の福祉としての動物保護の意味で理解されてきた。しかしながら、本研究での検討を踏まえれば、日本の憲法典のなかに明文の動物保護条項がないという理由でもって、現状の日本の動物保護法制をすべて①の意味での動物保護に資する制度として捉えなければならないという必然性はない。このように動物愛護管理法を個体の動物の保護のための制度として見る立場からは、数年ごとに見直しが予定される同法の今後の展開において、できるだけ適切な目的のもとでの首尾一貫した規制手段が採用されるべきことと、保護対象である動物が自身の

経験や利益を自ら主張することができないことを十分に斟酌し、様々なアクターの参加が促されるべきことの2点を求めることができる。」

(3) 若干の課題

本報告書の冒頭で述べたように、動物の権利は、近代法の思考枠組みそれ自体を問う難問に属している。よって、この研究により、明快な解答が得られたとすることはできない。しかし、青木氏のチャレンジングな姿勢やその姿勢を裏付ける綿密周到な研究スタイルには、同氏の研究者としての可能性や資質が端的に表されている。本論文は、今後このテーマに関する先駆的業績として参照されることにも疑いはない。

なお、本論文に対する課題として、以下の点が指摘される。

①問題提起と結論

青木論文の出発点は、こうであった。

「基本的人権を「およそ人たる者に保障される権利」として定義してきた。一方、こうした基本的人権の定義のもとでは「ヒトであること」が人権の主体たりうるための前提条件となるため、ヒト以外の動物(nonhuman animals)は人権の主体とはなり得ない。そうであるとすれば、憲法学の体系のなかで、個体の動物を保護するための法制度――例えば、個体としての動物の利益の保護を目的として、動物に対する所有権をはじめとしたヒトの基本的人権を制限しようとする動物保護法制――は、どのように位置付けられるだろうか。」

他方、この問題提起に対する答えは、以下のとおりである。

「明文での動物保護条項がなかったとしても、日本国憲法のもとで実施される法による動物保護は、これを①公共の福祉としての動物保護、②(a)人間と一定の性質を共有する動物の権利保障、②(b)動物に固有の性質を考慮する動物の権利保障といった 3 つの類型によって整理することができる。また、この3つの動物保護の類型は、矛盾なく併存し得るというだけでなく、積極的に併存させるべきであって、それぞれの意味での動物保護は、相互に影響を及ぼし合いながら発展していくことを期待すべきように思われる。」

本報告書の冒頭でも述べたように、動物の権利(人権あるいは憲法上の権利―以下同様な意味で用いる)の問題を考えるには、人と物を区別し、人を権利の主体として、物を権利の客体として分け、動物を物に分類する、近代法の思考枠組みそのものを問う必要がある。なるほど、青木論文は、第1章において、法哲学の豊富な議論を手掛かりにしてこの問題に切り込もうとしているが、その

作業は途中で終わっている。したがって、その答えが明快に出されているとはいえない。近代法のアポリアともいえる動物の問題に対して挑む姿勢がもう少し貫徹されてもよかったのではなかろうか。青木氏の豊かな才能をもってすれば、何某かの突破口は見えたのではあるまいか。また、「限定的な人権論(Wise)」はカント法論の解釈にとどまり、解釈を巡って再考する余地がある。

②本質的な問題に対する姿勢

青木論文の中にも示唆されているとおり、動物の権利をめぐる議論は、人と動物との関係から生まれる問題と動物固有の問題から構成されている。前者は、動物の処遇をめぐり、私的な領域に国家が介入することの是非にかかわり、後者は、それ自体では権利主張の手立てをもたない動物の利益をどのように代表(代弁)するかにかかわっている。

前者についていうと、たとえば動物を殺し、食べることを禁止する法律が制定されたとして、これが人間の権利を侵害するかが問われうる。逆にいうと、なぜそのような法律が制定されてはならないのか(できないのか)が問われなければならない。この本質的問題に対して、青木論文の姿勢ははっきりとしない。

後者についていうと、生まれながらに重い障害をもち、自ら判断能力を欠いている者の利益をいかに代弁するのかという問題とのアナロジーがもう少し語られる必要がある。仮に、このような場合、親権者や後見的な役割を演じる国家がどのような役割を演じるのか、その役割を動物に対する関係で行使することができるのかできないのか。このような本質的課題について、青木論文は明快な答えを出せてはいない。

人を殺害して食べることは道徳的にも、法的にも禁止される。ならば、同じく生命をもつ動物を殺して食べることが許されるのはなぜか。動物保護団体によるおびただしい訴訟は、この一点に収斂されるように思われる。この論点に対するアプローチをもう少し見たかった。立法裁量・国家目的・憲法原理・権利、いわば進化論的に法学が進むことによっても、必ずしも問題解決が見えるわけではない、動物を食することについての社会的観念の変化が重要ではないかと思われる、

しかし、これら難問は、一朝一夕に解答できるようなものではない。青木論文は、この問題の重要性と困難さを意識しているからこそ、よりスマートな議論を選択したのであろう。それは巧妙でもあり、また賢明な選択であったといえる。

また、方法論について、以下の課題がある。

本論文は、Wise の所論の検討とアメリカ連邦最高裁の憲法上の論点を含む判例分析によって構成されている。今後の研究は、本論文を出発点として論点ごとの研究を発展させるとよいと思われる。

アメリカ法の研究については、判例、学説の順序が望ましく、連邦法と州法のそれぞれが検討対象になると思われる(州法については、第1章のみ対象としているが、これで足りるか。連邦法については、第2章以下のみ対象としているが、これで足りるか。動物の州際取引interstate commerce

についてはどうか。連邦法における hebeas copus の事例も検討すべきではないか。)。学説についても、Wise の所論を中心にした検討で足りるのかを検討する必要がある。

さらに、憲法以外の法制度(特に、動物の法的地位について規定する制定法令=行政法、民法・刑法、国際法など)の検討が必要である(判例分析の限りにおいて検討していることは理解している)。なぜなら、法制度(+政策)には、憲法の理念が反映している(正確には、相互影響)と考えられるからである(場合によっては、その法制度間不整合を指摘できるかもしれない)。

法文化についての検討は、終章指摘のとおり、今後の課題であろう。日本国憲法の解釈としては、 必須と思われる(固有の法部分)。なお、EU 法と EU 加盟国法では、少なくとも第3章の論点が問題となっている。

さらに、引用について、2点課題があると考える。

- (1) 第1章 Wise 論文引用文献の孫引きは、気になる。原典を直接引用すべきではないか。翻訳も同様で、古代法典の英語版の和訳(2回の翻訳)がよいのか、古代法典の和訳書(1回の翻訳)の引用がよいのか、について、審査委員は後者と考えている。
- (2) Bluebook 最新版に従うべきと考える。

青木氏においては、本論文の公刊に当たって留意されることをお願いする。

また、論文の展開ついて、第1章で明らかにされた課題に応接するために、第2章以下の内容が 定まるはずであるが、この点についての姿勢が明快とはいえず、本論文を公にする時点で留意して ほしいとの要望も出されたことを付記しておきたい。

(4) 結論

いずれにせよ、本論文では、アメリカ憲法判例を学問的にリサーチし、かつ研究目的から吟味しうる、高い能力が実証されている本論文が、博士学位論文の水準を越え、この分野のリーディングスとして学会に大きな足跡を残すものであることは疑い得ない。よって、審査員の全員一致で、青木氏に博士(甲)(法学)を授与することが適切であると判断した。

以上